

## 第3回 香坂山遺跡調査指導委員会会議録

日時：令和5年3月20日 14:00～16:30

場所：佐久市役所 南棟 大会議室

委員：佐藤宏之委員長、国武貞克副委員長、白田武正委員、

大竹幸恵委員、須藤隆司委員、

オブザーバー：芝 康次郎 調査官、谷 和隆 主任指導主事

事務局：吉岡教育長、土屋部長、井上企画幹、山本係長、久保、松下

### 1 令和4年度の範囲確認調査成果について（資料1～3）

#### （1）範囲確認調査結果の報告

- ・遺跡西側の状況を確認するために3ヶ所の調査を設定し、Ⅰ区とⅡ区で遺物が確認でき、土層堆積も学術調査区との連続性が確認できた。
- ・火山灰分析の結果から、年代決定のカギとなる始良丹沢火山灰（以下 AT）の降灰層準と、八ヶ岳第4火山灰（以下 Yt-pm4）が含まれる層が確認された。またⅠ区遺物包含層を対象にした植物珪酸体分析からも、学術調査成果を追認する結果が得られた。
- ・Ⅲ区では遺物は確認されなかった。
- ・検出した遺物は4点だけ取上げ、その他の遺物は紙と砂で覆い、現状保存した。
- ・Ⅰ・Ⅱ区の調査結果から、遺跡範囲西側が特定できた。

#### （2）範囲確認調査結果に対する指導内容

- ・遺跡西側の範囲を示すための十分な成果と言える。【委員】
- ・遺跡範囲を考えるうえで、遺跡形成時の地形を復元する必要がある【委員】
- ・Ⅰ区では包含層が北側に向かって緩やかに傾斜し、遺物分布と地形の変化点が一致しない。遺物分布が人為的なものか、流れたものかという議論は出てくるかもしれない。【委員】
- ・学術調査で指摘されたように、フラットな水場環境があつて、その周辺に居住空間があつたということを示せるような分析の仕方を考える必要がある。【委員】

- ・遺物包含層中にYt-pm4起源の火山ガラス等が含まれていないかどうかを明確にするための分析を行う必要がある。【委員】

## 2 令和5年度の範囲確認調査計画について（資料4）

### （1）範囲確認調査計画の説明

- ・遺跡南側の分布を確認する目的で発掘調査を1箇所を実施する。
- ・発掘調査区内で地層の剥ぎ取りを実施する。
- ・遺跡北側及び東側の堆積状況を確認するため、トンネル通気口施設周辺で5ヶ所程度のボーリング調査を実施する。
- ・長野県砂防課が実施した航空レーザー測量成果を借用し、地形図を作成する。
- ・発掘調査期間中に、調査指導委員会を開催する。

### （2）ボーリング調査に関する指導

- ・ボーリングでは土壌が圧縮されて地層が混ざらないよう注意すること。【委員】
- ・長野県調査BL4トレンチの東側延長線上で1箇所ボーリング調査を実施すること。  
【委員】
- ・地層を面的に抜き取れる「ジオスライサー」という方法もある。長野県埋文センターで導入実績があるので、実施を検討すること。【オブザーバー】
- ・通気口施設周辺は既存調査成果から地形が予測できるため、もう少し広い範囲で実施した方がよい。

【オブザーバー】

- ・長野県の1～4BLトレンチの延長上の1点、北東部の1点と、北西側の1点の3点は必要である。【委員】

### （3）発掘調査に関する指導

- ・広範囲で遺物が検出されることも想定し、調査区は広めに設定すること。

【委員】

### （4）地形図作成について

- ・地形図については500分の1の等高線地形図があればいいのではないか。

【委員】 【オブザーバー】

#### (5) 自然科学分析について

- ・ボーリングコアの分析では、将来的に分析できるため炭化物をとっておくこと。

【委員】

- ・古環境復元のため、炭化物の樹種同定を行うこと。【委員】

### 3 その他

#### (1) 黒色安山岩の保護について

- ・八風山遺跡群を含め、石材の黒色安山岩にも注目が集まり、原石を違法採取されることが懸念されるため、原石が採取できる範囲を把握しておく必要がある。

【委員】

- ・国定公園内では自然公園法に基づく事前の届出・協議を確実にすること

【委員】